

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

有田市教育委員会
教育長 前田 悦雄

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

この度、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなりました。

このことを受け、今後の学校における感染症対策については、下記のとおりとします。

なお、児童生徒の日常的な健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等は、引き続き行っていきますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 出席停止について

- ・児童生徒本人の感染が判明した場合は、出席停止となります。

期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

（無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまで）。

※季節性インフルエンザ等と同等の扱いになります。濃厚接触者の定義はありません。

※その他、登校させることで感染するかもしれないなど、心配なことがありましたら、学校へご相談ください。

2. 基本的な感染対策について

- ・ご家庭においても、健康観察を行ってください。その際、発熱や咽頭痛など普段と異なる症状がある場合は登校を控え、すぐに医療機関に受診をお願いします。
- ・登校後に、発熱などの症状が出た場合は、本人を下校させるため学校より連絡をさせていただきます。

3. 臨時休業の考え方について

- ・学校で感染者が発生した場合、文部科学省のガイドラインをもとに関係機関の助言等を踏まえ実施します。（裏面）

（裏面に続きます）

【臨時休業の考え方】

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者が必要と判断した場合
- ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。